

空家等の課題整理、空家等の基本的な考え方等に係るご意見について

資料1

No	委員名	空家等に関する課題の整理	
		委員意見等	市の考え方及び計画書への反映方法等
1	下村委員	空家等の予防、活用という観点から、所有者にとって経済的メリットがあるような空き家の活用法を検討の上構築し、徹底的に周知することが重要である。空家等の解消という観点からは、市内の空家等の実態を正確に把握し、各空家等に対して、行政として迅速、適切に対応できるような基準、指針の策定が必要であるとする。	第2章中の「6. 空家等に関する課題の整理」の「(1)空家等の発生予防に向けた課題」及び「(3)管理不全の空家等の除却に向けた課題」として要旨を記述いたしました。
2	池田委員	どこに相談していいかわからないと感じている人が多いと感じます。費用負担の問題。	第2章中の「6. 空家等に関する課題の整理」の「(1)空家等の発生予防に向けた課題」として要旨を記述いたしました。
3	齋藤委員	空家の増加については、少子高齢化による人口減少等を起因とする事が多いと見られますが、所有者個人の要因により発生原因も多様化しています。市内においては住宅の所在が、市街化区域・農用区域・大規模団地等様々な立地にあり、家族構成等の住まい方も多様化しています。その為、市内一律に有効な対策は難しいと思われるので、立地・住まい方等も考慮した課題の整理も重要と思います。	第2章中の「6. 空家等に関する課題の整理」の「(1)空家等の発生予防に向けた課題」として要旨を記述いたしました。
4	横手委員	① 劣化により見栄えが良くない(自然劣化の加速) ② 街の魅力の低下 ③ ホームレスや動物が住みつく要因となる ④ 行政が将来空家になりそうな世帯の声を聞いていない ⑤ 日本古来の風習 実家(空家)から先祖代々の墓が近い、仏壇がある等そのまま残しておきたいという考え ⑥ 近隣への迷惑 ⑦ 専門家・行政・社会福祉団体等の連携による流通性、促進。	第2章中の「6. 空家等に関する課題の整理」の「(1)空家等の発生予防に向けた課題」として要旨を記述いたしました。
5	橋口委員	空き家となった理由として、「別の場所への転居」、「相続により取得したが、他に住むところあり」、「居住者の死亡」、今後については、「売却希望」、「特に考えていない」との調査結果とのことですが、空家に至ってしまった経緯や、また売却できない理由が個人の課題なのか、それ以外の課題なのかなどが分かるかと検討しやすいと感じました。また、個人の課題についても、能力的なことなのか、経済的なことなのかなども分かるかと対策を考えるうえで材料となると思いました。	第2章中の「6. 空家等に関する課題の整理」の「(1)空家等の発生予防に向けた課題」として要旨を記述いたしました。
6	皆川委員	資料を頂き沢山のデータを集めまとめ分析されましたことご苦労に敬意を表します。沢山勉強させて頂きました。	ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。
No		空家等対策の基本的な考え方	
7	下村委員	確かに財産権は憲法上の人権ではあるが、財産権も無制約に保障されるものではなく(憲法29条1項)、公共の福祉による制約を受ける。建物の放置は、地域住民の生命身体財産を害し得る危険性のある行為であり、空き家対策は、市民の生命身体財産を護ることに繋がる。そのような志で対策を行うべきと考える。	第3章「空家等対策の基本的な考え方」の「2. 行政と地域・関係団体等との連携協力」として要旨を記述いたしました。
8	池田委員	意識の醸成の面 相談会に行くと、相続放棄をすれば、その後の管理責任はない、と思っている人が結構いると感じます。	第2章中の「6. 空家等に関する課題の整理」の「(1)空家等の発生予防に向けた課題」として要旨を記述いたしました。  相続人の全員が相続放棄をした場合の管理義務については、大きく二つの見解があります。 一つは、相続放棄者は、民法第940条により相続財産である空き家を管理する義務を負うが、この義務は後に相続人となるものに対する義務であり地域住民など第三者に対する義務ではないとする考え方。 もう一つは、相続放棄者は民法第940条により相続財産である空き家を管理する義務を負い、この義務を地域住民など第三者に対しても追うという考え方です。 国土交通省では平成27年の事務連絡で前者の見解ですが、いずれの見解によっても、努力義務があるとの判断です。 個々の状況に応じた対応が必要になってくると思いますので、必要に応じて法律的な考え方等、専門家のご指導いただきながら対応していきたいと思っております。
9	齋藤委員	空家については、所有者の管理が原則ですが、居住していないが故に、管理に目が届かず放置され、次第に手がつけられない状況になる場合も見受けられます。近所から苦情等がなければ、所有者は問題ないと思い後回しにする場合もあります。管理がされていない様な状況が見られるのであれば、行政や地域の方が助言する仕組みがあっても良いと思います。	第3章「空家等対策の基本的な考え方」の「2. 行政と地域・関係団体等との連携協力」として要旨を記述いたしました。
10	横手委員	①地域で管理 ②調査(内容を把握) ③近隣の方の認識と話し合い ④法律(民法、建築基準法を含めた)に依る管理責任を所有者に十分な説明をする。	第3章「空家等対策の基本的な考え方」の「2. 行政と地域・関係団体等との連携協力」として要旨を記述いたしました。
11	皆川委員	空家の所有者が認識を強く持たなければならぬので、持ち主のわかっている方に不利益になることを分かりやすい文書で通達をする。その際には写真を添付するなど。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」の「(1)市民意識の醸成、動機付け」及び「(2)所有者等への相談支援」として要旨を記述いたしました。

1 「空家等の発生予防」			
12	新井委員	原宿区当たりの空き家の様子を見てみると、不動産屋に売却している例がそれなりにある。但しそれができているのは高麗川駅に近いところである。駅から遠いところは空き家として残っている。原宿区で言えば新しい家は建っている。30代、40代の子供が一人か二人のご夫婦が転入している。需要はあると思う。そこで市と不動産屋と工業者が手を組んで定期借地権のような制度を作ってリノベーションした家を一定期間所有者が貸すのはどうだろうか。土地だけを貸してもよいと思う。手を入れて貸すか、土地のみを貸すかの両方とも、資金を安い金利で融資する等の対応も必要と思う。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「2. 空家等の活用」「(2) 民間の空家等の利活用への支援」として要旨を記述いたしました。
13	下村委員	将来空家等に該当することになるであろう家屋を正確に把握することが重要。その上で、放置することのデメリット(相続人に処理の負担をかけることになる等)及び空家発生の予防に際して利用できる制度を徹底的に周知することが重要であると考えます。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1) 市民意識の醸成、動機付け」として要旨を記述いたしました。
14	池田委員	空き家になる前から(子どもが遠方に住んでいる場合など)自宅を将来どうするか考えてもらうよう意識付けをしていく必要があると考えます。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1) 市民意識の醸成、動機付け」として要旨を記述いたしました。
15	齋藤委員	家が管理されなくなると、空いてから3～5年もすると次の住む場合も相当の修繕費用が見込めます。しかし、所有者には修繕費用もなく、対応出来ない場合があるようです。所有者に空家の間に建物が傷み、時間が掛かれば、費用負担や問題が生じる事を周知させ、2～3年間程度で空家状態を解消することを目指し行動させる事を出来れば、発生予防にもなると思われれます。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1) 市民意識の醸成、動機付け」として要旨を記述いたしました。
16	横手委員	【空家等の所有者による管理の原則】 空家等の管理責任は、第一義的には所有者等にあることが原則であり、所有者等により適切な管理が行われるよう施策を実施	第3章「空家等対策の基本的な考え方」の「1. 空家等の所有者等による管理の原則」として要旨を記述いたしました。
17	横手委員	【管理不全状態の空家等への対応】 個人の財産であることを前提としながら、他者に対して危害を及ぼす危険性のある空家等に対しては、法に基づいた改善指導等を実施	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(2) 特定空家等の法令に基づく対策の強化」として要旨を記述いたしました。
18	横手委員	【地域・関係団体等との連携】 空家等の問題の解決には、地域や関係団体の協力が不可欠であるため、地域や関係団体との連携を促す	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1) 市民意識の醸成、動機付け」として要旨を記述いたしました。
19	橋口委員	課題の整理の意見としても述べさせていただきましたが、空家になってしまった経緯や理由が具体的に分かることで予防についても検討できるのではないかと思います。早期対策を図るためにも、気軽に相談できる場所を設定し、全戸回覧や高齢者サロンなどで現状なども含めた周知を行い、早い段階で考えられるきっかけになると良いと思います。また、個人の課題で自ら気づきにくい人もいると思われるため、地域の人たちに気づいてもらえる働きかけも検討し、相談につながるようになると良いと思います。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(2) 所有者等への相談支援」として要旨を記述いたしました。
20	皆川委員	長期化予防は所有者の認識(私自身高齢者で知らなかった事が多い)を持って頂くために「マイホーム借り上げ制度」などの周知も大切だと思います。「相続おしかけ講座」などをまだ元気で施設に入所されている方のケアホーム、包括センター等に知っていただき機会がありましたら持ち家の件で悩んでいる方に紹介してもらう。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1) 市民意識の醸成、動機付け」として要旨を記述いたしました。
21	後藤委員	(ア) 受け身の内容が多いので、空家などの発生予防について積極的なアウトリーチ(取り組み、働きかけ)をすることを加えてはどうか。 (イ) 空家調査や意識啓発の主体として、まちづくりに取り組むNPOが担うことも考えられる。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1) 市民意識の醸成、動機付け」及び「2. 空家等の活用」「(2) 民間の空家等の利活用への支援」として要旨を記述いたしました。
22	釜須委員	実際に住まわれている方は高齢者が多いですので、日高市役所HP上での通知やネット媒体での告知はなかなか難しいと思われれます。例えば、武蔵台の地域は住まわれている方と自治体との結び付きが強いかと思いますので、市と自治体がより強く連携し、自治体から相続に関するセミナーや説明会があるなどを促してもらう。後、所有者様に対しての周知だけではなく、相続されるご家族に対しての周知も大事だと思いますので、その方法ややり方も今後考えて行く必要がある。 ※ご家族が帰省される可能性が高いお盆休みや正月の時期にその内容の広報やお手紙を送るなど。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1) 市民意識の醸成、動機付け」として要旨を記述いたしました。
2 「空家等の活用」			
23	下村委員	現状存在する空家バンク・空地バンクの利用率向上施策を打つこと、及びその他、所有者にとって経済的なメリットがある魅力的な制度の構築を行うことが重要である。手続きが煩雑であれば、所有者の活用意欲をそぐことになるので、手続きを簡易にすること、あるいは、手続きをサポートする体制を構築することも重要である。空家等の所有者に対して、そのような施策があることを繰り返し周知することも必要であると考えます。 社会的、地域的な意義のある施策より、経済的にメリットのある施策の方が、遠方に住んでいる所有者や所有者が複数人いる所有者にとって魅力的である可能性が高いので、その点は重視すべきである。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「2. 空家等の活用」「(1) 日高市空き家・空地バンクの利用促進」として要旨を記述いたしました。
24	池田委員	住み替えに限らず、テレワーク用のスペースとして使えるようにするといった方法が考えられると思います。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「2. 空家等の活用」「(2) 民間の空家等の利活用への支援」として要旨を記述いたしました。

25 齋藤委員 日高市内の場合、管理されている空家は、時間はかかると思いますが不動産流通市場に出れば、活用される可能性はあると思います。市内での家賃6～8万円程度貸家は、ニーズはありますが、実際の供給量は多くありません。リフォーム等の費用対効果や利回り等は問題となりますが、管理されている空家の活用は可能と思われます。また、築年数の経過した建物については、更地にした方が、資産価値が上がる場合もあるので、更地にした場合の固定資産税の扱い等も有効な対策と思います。

	新潟県見附市	富山県立山町	福岡県豊前市	鳥取県日南町
	老朽危険空き家等の所在地に係る固定資産税等の減免に関する要綱 (H24.10.1実施)	老朽住宅所在地に係る固定資産税の減免に関する要綱 (H26.3.1実施)	老朽危険家屋等除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例 (H26.6.20施行)	老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置要綱 (H27.3.17実施)
目的	・老朽危険空き家の解体・除却の促進 ・更地にすることで生じる急激な税負担増への配慮	・老朽住宅の解体・除却の促進 ・空き家の適正管理の促進 ・地域の生活環境への悪影響の低減	・老朽家屋等の除却の促進 ・市民の安全・安心の確保 ・住環境の改善	・老朽家屋等の撤去の促進 ・老朽家屋等の管理不全状態の防止 ・町民の生活環境保全の維持
対象空き家の要件	・老朽危険空き家登録リストに ・掲載 ・構造上住居と認められない	・人の居住の用に供する家屋とは認められない家屋 ・法令その他の理由で人の居住の用に供することができない	・老朽危険家屋※の認定申請を行い、認定を受けたもの ※家屋等の老朽度の判定基準による各評点の合計が50点以上	・老朽化により管理不全状態にある家屋又はなりつつある家屋
減対象要件	・住宅用地に係る課税標準の特例解除 ・緊急時における安全措置のための同意書の提出 ・減免申請書の提出	・住宅用地に係る課税標準の特例解除 ・老朽住宅の認定日から1年以内に減失されていること ・減免申請書の提出	・住宅用地に係る課税標準の特例解除 ・減免申請書の提出	・住宅用地に係る課税標準の特例解除 ・町の補助金を利用し解体撤去し、翌年1月1日までに減失届があったもの ・減免申請書の提出
減免期間	・2年間(老朽危険空き家に認定された翌年の1月1日以降)	・2年間(住宅用地の特例解除年度及び翌年度)	・10年間 (特例解除年度から10年間)	・10年間 (特例解除年度から10年間)
減免額の算定方法	・住宅用地特例が解除される年度の前年度の住宅用地の特例に準ずる額	・該当する土地に係る固定資産税の額と住宅用地の特例の適用があるものとみなして算定した固定資産税の額の差額相当分	・特例解除年度から5年間は住宅用地の特例に準ずる額 ・6年度目から上記額×5/6以降、4/6～1/6へと段階的に乗数を減ずる	・住宅用地特例が解除される初年度に家屋が存在した場合にかかる割賦相当額との差額
減免実績	・H25～28年度の4年間:8件 (減免額約4.4万円/件)	・H27、28年度の2年間:3件 (減免額約0.6万円/件)	・H26、27年度の2年間:20件 (減免額:非公表)	・H27年撤去分:4件 (減免額約0.3万円/件)

出典:「地方公共団体の空き家対策の取組事例」(国土交通省)

上記、事例の様に、老朽危険空き家等については、2年間程度軽減を実施している自治体もあり、市が認定した空家に対しては、老朽危険空き家等限らず固定資産税等を軽減すれば解体が促進することも考えられます。また、坂戸市の様に、解体費用の一部について補助している自治体も多いようです。

コロナ感染症の影響により、在宅勤務やテレワークを導入が行われている現在の状況において、一部報道等においては、日高のような郊外住宅のニーズが高まると報道されています。また、武蔵台団地においては、9月より東急不動産によりテレワークも可能なコワーキングプレイスの実証実験が行われるようで動向が気になるようです。武蔵台や飯能日高の分譲地は高齢化率も高く、空き家も多いようですが、日高市の中でも中古住宅の流通(成約件数)しているのもこの地域です。武蔵台については中古住宅が1000万円以下で駅徒歩圏の物件も多いので、都内への通勤も可能なテレワーク住宅に適した地域かも知れません。テレワークには、通信環境が重要なので地域Wi-Fi等が整備されればニーズも高まります。活性化策としては、一定の空き家購入者に対する固定資産税の減免やリフォーム費用等の補助があれば、空き家対策と人口減少対策にも有効かも知れません。

ご指摘のとおり、住宅用地としてであれば固定資産税等が1/6に軽減されるという住宅用地の特例を受け続けるために、管理不全な空き家を放置している例が少なくありません。ご提案いただいた固定資産税の減免措置は、住居とは認められない老朽危険空き家の住宅用地の特例を解除した場合、解除に伴って固定資産税等が約6倍に上昇しますが、この上昇を約2年間(多いところで10年間)、減免し、その減免期間のうちに自らの解体を促すものです。

これにつきましては、空家等の除却、改修費用等の財政的支援という価値になりますので、所有者管理の原則に照らし、他自治体における先進的な取組もごさいますので、今後、調査、研究を行っていき、こうした財政的支援の導入の是非について、検討していく旨を計画書の記載していこうと考えております。

第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」(1)情報把握、相談体制の整備」として要旨を記述いたしました。

26 横手委員 ①空き家の公営住宅化  
公営集合住宅に居住するのが困難な住宅弱者のための住宅。  
(階段の昇降が難しい。ペットを飼っている)

公営住宅として活用するには、管理面、財政面等の課題も考えられますので、今後研究していきたいと思います。

27 横手委員 ②埼玉女子短期大学生と協働  
空き家対策の担い手(空き家対策相談員、空き家再生プロデューサー、コーディネーター等)の育成、空き家・空き店舗の価値向上に繋げる産官学連携の事業モデル構築  
※埼玉女子短期大学で東日本大震災による放射能等の風評被害で苦しむ福島の食材の素晴らしさを伝える活動をゼミで行っており、空き家対策についても同様の協働が可能ではないかと考える。川越市でも日高市出身の建築士・田中明裕氏が空き家をリノベーションし、カフェや居酒屋として再生する取り組みを行っているとのこと。

第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「2. 空家等の活用」(2)民間の空家等の利活用への支援」として要旨を記述いたしました。

28	三角委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所有者に有利となる事→賃貸 <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗に改修:カフェ等、日高市の特産物を販売</li> <li>・シェアハウス:例えば将来、芸術家・音楽家等を目指す学生さん達を応援する気持ちを込めて、入居希望者をネットで募集 少人数(2〜3人程?)でシェアしてもらう。</li> </ul> </li> <li>●問題点・・・建築基準法に合致する改修工事が必要(費用は?) 学生が集まる→騒音等近隣対策</li> </ul>	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「2. 空家等の活用」「(2)民間の空家等の利活用への支援」として要旨を記述いたしました。
29	橋口委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者や、高齢などの理由による住宅困難者への貸出。</li> <li>・地域の居場所としての活用。</li> <li>・地域支えあい拠点としての活用。</li> </ul> <p>&lt;個人宅を活用した地域の支え合い拠点 参考&gt;  ほほえみの家 寄居町 民家を借上げサロンを開設  こまじいのうち 文京区 <a href="https://www.ibasho-com.org/">https://www.ibasho-com.org/</a>  すずの家 川崎市 <a href="http://suzunokai.com/?page_id=241">http://suzunokai.com/?page_id=241</a>  いったんもめんと結いの会 鹿児島県 肝付町  空き家を活用した地域住民の交流施設</p>	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「2. 空家等の活用」「(2)民間の空家等の利活用への支援」として要旨を記述いたしました。
30	皆川委員	空家、空き地バンクの仕組みを知り活用してもらう。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「2. 空家等の活用」「(1)日高市空き家・空き地バンクの利用促進」として要旨を記述いたしました。
31	後藤委員	(ア) 空家データベースの構築も重要。(活用の際に便利) (イ) こま武蔵台においては、東急R&Dセンターも積極的にまちづくりに関わっていることから、企業連携についても明記してはどうか。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(1)情報把握、相談体制の整備」及び「2. 空家等の活用」「(2)民間の空家等の利活用への支援」として要旨を記述いたしました。
<b>3 「空家等の除却」</b>			
32	下村委員	特定空家等の所有者に対する、助言・指導、勧告、命令を適切適時に行うべきで、そのために、しかるべき基準を策定すべきである。既に特定空家等に該当する家屋も存在するので、基準の策定、運用は急務であると思われる。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(2)特定空家等の法令に基づく対策の強化」として要旨を記述いたしました。
33	池田委員	所有者の情報を素早く取得できるよう専門家(司法書士会など)と連携できるようにするとよいと思います。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(1)情報把握、相談体制の整備」として要旨を記述いたしました。
34	齋藤委員	特定空き家については、法定対応が必要と思いますが、空き家が放置されるのは、人的と金銭的要因が強いと思われるので、放置される前に解体を促すのも重要です。対策として、他の自治体でも行われている固定資産税の軽減や解体費用の補助等の検討も有効と思われます。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(1)情報把握、相談体制の整備」として要旨を記述いたしました。
35	三角委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の同意が必要・・・解体費用?</li> <li>・アスベストの対策:木造建築物としても屋根材がスレート系の恐れがある。</li> </ul>	空家等の所有者等による管理の原則に照らして、所有者等が自ら除却することが本来であります。管理不全の空家等で地域の生活環境に悪影響を及ぼす場合には、空家法に基づき、適切に対処したいと考えております。また、解体作業に当たっては専門家の意見を基に安全に注意して進めていきます。
36	横手委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家除去後跡地の固定資産税の減免措置、更地にすることで生じる急激な税負担増への配慮。固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が急増することから空き家の解体が進まない。固定資産税の減免措置により空家の解体を促す。</li> <li>・景観、安全、安心の確保</li> <li>・更地化に依る流通性の高さ</li> <li>・協働事業への補助金制度</li> </ul>	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(1)情報把握、相談体制の整備」として要旨を記述いたしました。
37	皆川委員	解体費用の助成の希望が多いようなので、期間限定で思い切った補助をする。(何年に1回かの割合で)	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(1)情報把握、相談体制の整備」として要旨を記述いたしました。
38	釜須委員	市の判断として難しいのは重々承知なのですが、まずは第一号の特定空家の認定を実行してもらいたいと思います。それが行われれば空家所有者も自分事と捉えて意識し、空家管理事業をしている弊社も空き家の所有者に対して危機感を煽る事ができ、しっかりと空家管理をしようと所有者の気持ちが変わると思います。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「3. 管理不全な空家等の除却」「(2)特定空家等の法令に基づく対策の強化」として要旨を記述いたしました。
No	<b>その他の項目</b>		
39	齋藤委員	宅建協会彩西支部においては、市民相談において不動産相談のお手伝いをさせて頂いております。相談内容については多岐にわたりますが、相談は一般的な内容が多く、初めて不動産の相談をされる方が多いようです。市民相談に、法律相談も含めた空き家相談の窓口があれば、空き家活用の糸口となり、空き家対策にもなると思います。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(2)所有者等への相談支援」として要旨を記述いたしました。
40	横手委員	家族・親族全員を集めて話し合う機会を作り、いざという時に実家をどうしてほしいのか、親が子にしっかりと想いと考えを伝え、子の意見も聞いた上で方針を決めておくと、相続と活用がスムーズとなり、実家が空き家化するのを防ぐことにつながります。	第4章「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」の「1. 空家等の発生予防」「(1)市民意識の醸成、動機付け」として要旨を記述いたしました。
41	皆川委員	市長さんのお話にありましたように、何より日高市が住みよい魅力的な市であることが1番だと思います。日高市に住む人が増えればよいとおもいますので。都心に近く自然豊かな日高市は魅力的であり、持ち家求めている人にとっては穴場だとおもいます。 ①自然環境、飯能のメッツア、病院、商店もある。(子育てに) ②都心に通勤可能。リモートワークであれば月数回の通勤(働き盛りの方に) ③病院、介護施設、包括センターの充実。自然環境が良い(シニアの方)等々以上の日高市の魅力をパンフレットにして曼珠沙華祭りの時に曼珠沙華パンフレットと組み合わせて市外の方知ってもらおう。 資料に書かれている事ほとんど同じです。お金の係ることばかりです。妙案があるといいですね。	ご指摘のとおり、日高市に住んでみたいと思ってもらえるよう、魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。ご提案につきましては、関係各課と情報共有してまいりたいと考えております。
42	釜須委員	弊社での空家管理事業を日高市のふるさと納税に登録させて頂きました。どれだけ反響があるかは分かりませんが、空家所有者様ならびに空家所有者予備軍の方々に空き家問題について少しでも考えて頂けるように今後も動いて参ります。	日高市ふるさと納税制度へのご協力ありがとうございます。様々な機会を捉えて空き家対策を行っていくことは大変重要なことでございます。今後ともよろしく願いいたします。